主 文 本件抗告を却下する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

本件抗告理由は別紙「抗告の理由」記載のとおりである。

相当とする。 次に抗告人は目下最高裁判所に係属中の抗告人と相手方との間の占有回収請求事件の判決ある迄は、本件仮処分の執行取消を求めない旨の特約が成立していると主張するけれども、かかる事実を認め得る疏明はないのみならず、仮に抗告人と相手方との間に、かかる特約がなされたとしても、右特約は当事者間に、既になされた仮処分執行を事実上維持利用すべき債務関係を生しるだけのことであつて、何等に訟法上効力を生じるものではなく、従つて右仮処分決定の債務者より、仮処分決定が効力を失つたことを原因として執行方法に関する異議申立がなされ、且つ該仮処分決定が前述した如き休止満了によつて効力を失つたことが訴訟記録に基ずく正明書によって認められる以上は、裁判所は執行処分取消の決定をなすべく、執行吏は右決定に基いて既になした執行処分の取消をなし得べきものと解するのが相当である。

してみると本件執行方法に関する異議申立を認容した原決定は正当であるから、 本件抗告はこれを却下すべく、よつて民訴法第四一四条、第三八四条、第九五条、 第八九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 田中正雄 裁判官 沢井種雄 裁判官 河野春吉)